

職員の逮捕事案について

平成24年11月9日

総務部

建設部

上下水道局

I 事件の概要

1 捜査と逮捕、起訴

平成24年1月10日に当市上下水道局所属の 主査（当時）から所属先である下水道整備課へ、法令に違反する行為で警察から任意の取り調べを受けている旨報告があり、自宅待機を命じた。

任意の取り調べは連日続けられ、市には捜査関係者から1月18日に対象となる工事名が伝えられた。併せて市関係職員への任意の事情聴取が断続的に続いた。

捜査関係者から、今回は逮捕事案となる可能性が大きい旨伝えられたため、1月25日の関係者打合せ会において、事件対応はコンプライアンス条例に基づく公正職務委員会において行っていくことが決定された。

1月27日に詐欺行為により逮捕され、同日、市役所関係課に捜索がはいり、書類等が押収され、2月17日に起訴されるに至った。

また、2月21日には、収賄容疑にて再逮捕され、3月12日に再起訴された。

なお、今回の件の逮捕事案が市の職務に関連した内容であったため、1月27日の逮捕日以降、公正職務委員会を中心となり、事件に関する内部調査及び再発防止策の検討を行ってきたものであり、また、捜査機関における徹底的な原因究明のため、市でもできる限りの捜査協力をやってきたところである。

2 公訴事実

(1) 詐欺容疑（起訴状より要約）

((株) 恵工業元社員)、(協積産業(株)元社員)は、盛岡市が((株) 恵工業)に発注した盛岡駅青山線街路築造その2工事の請負契約を変更する際、市から現金を詐取しようと考え、共謀の上、架空工事代金等を盛り込むため、単価等を過大に計上し、請負金額を1,885万3,800円増額する旨を記載した内容虚偽の変更工事設計書等を作成し、請負金額を6,647万8,650円から8,533万2,450円に増額する請負変更契約を締結させた上、水増しされた請負金額 約1,594万7,400円を含む5,883万2,450円を振込入金させ、盛岡市から現金を詐取した。

(2) 収賄容疑（※公判(7/31)での判決より抜粋）

平成19年12月、市役所において(協積産業(株)元社員)から、同社が街

路用地整備工事の随意契約の見積書を提出する前に、設計金額が約70万円である旨を内報するなど有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいという趣旨の下に供与されるものと知りながら、ビール券200枚、13万4,400円相当を、自己の職務に関し賄賂を受けた。

3 逮捕事案となった工事の概要

(1) 盛岡駅青山線街路築造その2工事（詐欺事件）

- ・工事名称 盛岡駅青山線街路築造その2工事
- ・工事の概要 当該工事は、都市計画道路盛岡駅青山線が国道46号と立体交差する（前九年1工区）の街路事業（延長L=418m 事業期間：平成10年度～19年度）のうち、前九年一丁目、二丁目地内の国道46号との立体交差部を含めた区間（276m）の街路築造工事を施工したもの
- ・工事の場所 盛岡市前九年一丁目外地内
- ・工事の期間 当初 平成19年5月23日～平成19年12月12日
第1回変更 ～平成20年3月17日（工期）
第2回変更 ～平成20年3月30日（金額・工期）
- ・当初契約額 66,478,650円（税込）
- ・最終契約額 85,332,450円（税込）（18,853,800円増額）
- ・契約の相手方 （株）恵工業

(2) 街路用地整備工事（収賄事件）

- ・工事の名称 街路用地整備工事
- ・工事の概要 当該工事は、都市計画道路明治橋大沢川原線の街路事業で必要となつた大通三丁目の道路用地で、工事に着手するまでの管理のため、ガードレール及び単管パイプ設置工事を施工したもの。
- ・工事の場所 盛岡市大通三丁目地内
- ・工事の期間 平成19年12月22日～平成20年1月25日
- ・契約額 735,000円（税込）
- ・契約の相手方 協和産業（株）

4 事件経過

職員の逮捕から、初公判までの経過は次のとおりである。

- 平成24年1月10日 主査（当時）から下水道整備課に連絡あり。1月7日から警察の事情聴取を受けているとのこと。
- 1月27日 逮捕（詐欺容疑）。記者発表。
本庁舎等の捜査、関係資料の押収。
- 1月29日 盛岡地方検察庁に送検。
- 2月13日 被害申告書提出

2月17日 拘留期限。起訴（公判請求）
2月21日 再逮捕（収賄容疑）。記者発表。
本庁舎等の捜査、関係資料の押収。
3月12日 拘留期限。再起訴（公判請求）
4月20日 恵工業元社員 被告 初公判、結審
4月25日 被告、協積産業元社員 被告 初公判
4月27日 被告 懲戒免職

5 公判の状況

(1) 詐欺事件の公判

ア 第1回公判（被告に係る第1回公判（詐欺事件））

- ・日 時 平成24年4月20日
- ・場 所 盛岡地方裁判所 200号法廷
- ・公判の事由 に対する詐欺事件
- ・被告人 恵工業元社員
- ・公判の概要

検察側の起訴状朗読に続く罪状認否において、被告が起訴事実を認めため、論告求刑が行われ、被告に対し懲役2年が求刑された。（弁護側は執行猶予付きの判決を求めた。）。

イ 第2回公判（被告に係る第2回公判（詐欺事件））

- ・日時 平成24年6月8日 午後1時30分
- ・場所 盛岡地方裁判所 200号法廷
- ・被告人 恵工業元社員
- ・公判の概要

被告に対し、懲役2年、執行猶予3年の判決が言い渡された。

※平成24年6月23日に裁判が確定

(2) 詐欺及び収賄事件の公判

ア 第1回公判

- ・日 時 平成24年4月25日
- ・場 所 盛岡地方裁判所 200号法廷
- ・公判の事由 に対する詐欺等事件
- ・被告人 元盛岡市職員
協積産業元社員
- ・公判の概要

検察側の起訴状朗読に続く罪状認否において、被告は起訴事実を認めた。なお、被告の弁護側が、検察側の証拠の一部に同意しなかったため、論告求刑等を含めた審理は、次回公判以降行われることとなった。

また、被告については、弁護側が詐欺事件について争わないとしたため、

次回公判で論告求刑が行われることとなった。

イ 第2回公判（被告に係る第2回公判（詐欺事件））

- ・日時 平成24年5月18日 午後1時30分
- ・場所 盛岡地方裁判所 200号法廷
- ・被告人 協積産業元社員
- ・公判の概要

論告弁論が行われ、検察側から被告に対し懲役2年6月が求刑された。（弁護側は執行猶予付きの判決を求めた。）

ウ 第3回公判（被告に係る第2回公判（詐欺・収賄事件））

- ・日時 平成24年5月22日 午後3時30分
- ・場所 盛岡地方裁判所 200号法廷
- ・被告人 元盛岡市職員
- ・公判の概要

弁護側から、市職員の供述調書が証拠として提出され、次回は証人尋問、被告人質問、論告弁論（求刑）が行われ、結審の予定とされた。

エ 第4回公判（被告に係る第3回公判（詐欺・収賄事件））

- ・日時 平成24年6月29日 午前10時
- ・場所 盛岡地方裁判所 200号法廷
- ・被告人 元盛岡市職員
- ・公判の概要

論告弁論が行われ、検察側から被告に対し、懲役3年6月、追徴金13万4,400円が求刑された。（弁護側は執行猶予付きの判決を求めた。）。

オ 第5回公判（被告に係る第3回公判（詐欺事件））

- ・日時 平成24年7月3日 午前10時
- ・場所 盛岡地方裁判所 200号法廷
- ・被告人 協積産業元社員
- ・公判の概要

被告に対し、懲役2年、執行猶予3年の判決が言い渡された。

※平成24年7月18日に裁判が確定

カ 第6回公判（被告に係る第4回公判（詐欺・収賄事件））

- ・日時 平成24年7月31日 午後1時30分
- ・場所 盛岡地方裁判所 200号法廷
- ・被告人 元盛岡市職員
- ・公判の概要

被告に対し、懲役3年、執行猶予4年、追徴金13万4,400円の判決が言い渡された。

(3) 被告に対する判決

平成24年7月31日に行われた公判における判決の主な内容は次のとおりである。

・主文

被告人を懲役3年に処し、4年間、刑の執行を猶予する。金13万4,400円を追徴する。

・理由

(罪となるべき事実)

[収賄事件]

被告人は、平成19年12月25日頃、市役所内において協積産業から、市が発注する街路用地整備工事を随意契約により受注するために、同社が見積書を提出する前に、同工事の設計金額が約70万円である旨、内報するなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいという趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、ビール券約200枚、約13万4,400円相当の供与を受けた。もって、自己の職務に関し、賄賂を收受した。

[詐欺事件]

被告人は、恵工業及び協積産業と共に、盛岡駅青山線街路築造その2工事の請負契約の変更に際し、請負代金額に架空工事代金等を盛り込むため、数量や単価を水増しし、過大な変更請負代金額を計上し、市から現金を詐取しようと企て、平成20年3月5日、当時の副市長に対し、変更設計金額を1億911万円と過大に積算した変更工事設計書、請負代金額を1,885万3,800円増額する旨の虚偽の内容を記載した書類を提出し、誤信させ、増額変更を決定させた。さらに、同月31日、工事請負代金額を6,647万8,650円から8,533万2,450円に増額する旨の変更契約を締結した市に対し、1,594万7,400円は水増しされた請負代金であって、正当に支払いを受けることができないのに、前払金を除いた現金5,883万2,450円を請求し、4月30日に水増し額約1,594万7,400円を含む現金5,883万2,450円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させた。

(量刑上重視した事情)

- ・被告人は、工事で使用する製品を同社の取扱製品に変更したり、指名競争入札における指名選定基準などで協積産業に便宜を図っており、その見返りとして平成15年頃からビール券を受け取り、換金して生活費の足しにすることを繰り返していた。
- ・被告人は、街路用地整備工事の随意契約の際、に対し予定価格を教え、その金額に合わせて見積書を作成するようにし、また、それを上回る金額の見積書を作成させ、からそれらの見積書を受け取り、3者による見積合せの手続きを省略して、協積産業に受注させた。その見返り等の趣旨で、同様にビール券を受け取った。
- ・被告人は、担当する道路工事の契約変更に際し、道路工事に付随する工事や、予算措置を講ずることが困難で正規の発注手続きを取ることができない別の道路補修工事の代金を捻出するとともに、架空の下請け業者とした協積産業を通じて水増しした工事代金の一部を自分に還流させようなどと考え、数量や単価を水増しした。
- ・水増しされた約1,594万円のうち、約200万を付随工事の代金、約595万円を別の道路補修工事の代金に充当し、さらに架空の下請け工事代金として、恵工業から協積産業に利得させた約146万円などから、約50万円相当のビール券を利得した。

- ・このように、被告人は長年にわたり、市発注の道路工事担当者としての地位や権限を私物化し、特定の業者と癒着して個人的に不正な利益を得ていたほか、適正な工事価格の算定や決裁などの正規の手続きを経ずに工事代金を流用しており、一連の犯行は公務の公正さや公共工事の適正さを著しく害し、市民の信頼を大きく損なう悪質な犯行である。
- ・水増しした工事代金の一部が別の道路補修工事に流用されており、予算措置を講じることが困難であったが、もともとの工事が正規の発注手続きを経ていなかったからであって、結局、不正をもって不正を隠ぺいしようとしたに過ぎない。これらの事情は、本件詐欺の犯行を正当化するものではない。
- ・市が被った実質的な損害額は、水増しされた工事代金から実際に公共工事に流用された分を除いても、800万円近くに上っており、財産的損害は大きい。
- ・市職員による公共工事に絡む汚職や不正として社会に与えた衝撃は大きく、この社会的影響の大きさを考慮すると、被告人は厳しい非難を免れない。
- ・しかし、他方、水増しした工事代金の一部が流用された別の道路補修工事は、被告人が所属していた部署における懸案事項であり、工事代金の流用によって解決することについては、上司らも黙認していたのであって、工事代金の流用について、その責任の全てを被告人に負わせるのは、酷である。
- ・被告人は、犯行に及んだことについて事実を認め、反省の態度を示していること、個人的に利得した金額に相当する50万円の被害弁償をしていること、当然ではあるが本件により懲戒免職処分を受けるなど、既に相応の社会的制裁を受けていることなどの事情を考慮する。

II 事件対応について

1 調査体制について

職員の逮捕が確実視された平成24年1月25日の関係者打ち合わせ会において、今後の対応は、「盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づく公正職務審査会及び公正職務委員会において検討することを確認した。

(1) 公正職務委員会

第一回委員会は1月27日の職員の逮捕日での開催となったが、以降必要に応じ開催した。

なお、内部調査の実施及び再発防止策の検討を行うため、委員会の体制見直しを行った。

- ・内部調査部会及び再発防止検討部会の設置（委員長決裁）
(内部調査部会) 総務部次長、財政部次長、職員課、契約検査課
(再発防止部会) 建設部次長、都市整備部次長、上下水道部次長及び所属各課
- ・委員の拡大（組織規則及び委員会規程の改正）

(現行) 委員長 川村副市長（※平成24年4月1日以降は、佐藤副市長）

委員 市長公室長、総務部長、財政部長、会計管理者

(新たな委員を任命)

委員 細田副市長、上下水道事業管理者、建設部長、上下水道部長

・施行日 平成24年2月1日

(2) 公正職務審査会

外部の有識者からなる公正職務審査会を開催し、逮捕事案の内容を説明するとともに、再発防止に向けた取組等について意見を聴いた。

2 逮捕事案についての内部調査の実施及び状況

事件発覚後、逮捕事案に関する事実確認を含め、再発防止に向けた取組を進めるため、公正職務委員会を中心に次の内部調査を実施した。

(1) 工事発注に係る事務執行体制等について（実施：平成24年2月～3月）

ア 事件発覚直後において、再発防止策を早急に策定し実施する必要があることから、建設部ほか関係部署の職員（OB職員を含む約50人）に対し、逮捕事案に係る事実確認、工事発注に係る事務執行体制、警察等の事情聴取の状況等について聴き取りを行った。

イ 市の工事発注に係る事務執行体制の問題点について、次の点が確認された。

- ・設計積算・監督職員を同一の職員が執行している場合が多いため相互チェックが機能しにくい。
- ・工事の発注時期が集中することなどにより、短期間で決裁となっていることから、チェック体制が十分に機能していなかった。
- ・業者との関係における公務員倫理の徹底が不足していた。
- ・担当課発注工事において、業者選定理由を含め、市民への発注状況の説明、透明性を高める対応が不十分であった。

(2) 工事発注文書による状況調査

ア 平成22年度の工事発注の状況調査（実施：平成24年4月）

(ア) 調査内容

- ・逮捕事案に係る業者への発注分について

平成22年度の対象工事6件について、設計内容、積算内容及び現地確認の調査を行った。

- ・担当課の工事契約（随意契約）について

平成22年度の複数受注数の多い対象工事24件の内、押収されている2件を除く22件について、積算内容等の調査を行った。

(イ) 調査結果

平成22年度における逮捕事案に係る業者への発注分や担当課の工事契約（随意契約）については、いずれも適切に処理されていることが確認された。

イ 適切な手続きを経ずに実施した工事の有無（実施：平成24年4月～（調査中））

平成13年度から22年度までの過去10年間の工事を対象に、適切な手続きを経ずに実施した工事の有無について、押収書類の還付請求を進めながら、調査を行っており、引き続き、設計、積算内容等について、適切な手続きを経ているか調査を行っていく。

なお、調査は、年内を目途に中間報告、年度内に調査結果を取りまとめることがある。

(3) 公判の状況を受けた内部調査その1（実施：平成24年4月～6月）

4月20日及び4月25日の公判において、「盛岡駅青山線街路築造その2工事の変更契約の際に、正規の工事発注手続きに依らず北山の側溝工事の工事費を含めて水増しを行った」という供述があったこと、また、5月18日及び5月22日の公判において、「正規の工事発注に依らない北山の側溝工事の担当課における組織的関与」が示されたことから、訴訟記録（写）の交付を受け、職員の供述調書の内容確認や関係職員から確認を行うなどの内部調査を実施した。

ア 実態について

(7) 平成19年度に施工された北山の県立盲学校（現 県立視覚支援学校）付近の側溝工事の経緯

- ・北山の側溝工事は、平成17年度に施工された「梨木町上米内線間連歩道設置工事」（県立盲学校（現 県立視覚支援学校）の北側に歩道及び道路側溝を新設する工事として施工されたもの）について、施工完成後の平成18年度に道路管理課に引継ぎを行った際に、路面排水等に不具合があり、引継ぎができなかつたことから懸案事項となっていたものである。
- ・平成19年度に県立盲学校（現 県立視覚支援学校）から、水が溜まるなどの要望を受けたため、改善策について街路係内において検討がされた。
- ・設計金額の水増しは、盛岡駅青山線街路築造その2工事の予算に余りが出そうであるとの見込みが立ったことから、L型側溝から自由勾配側溝（可変側溝）に入れ替えるための北山の側溝工事のほか、私的に利益を得るために架空の工事費を含めるために元職員が考え、業者に持ち掛ける形で行われた。
- ・平成20年3月に盛岡駅青山線街路築造その2工事の請負額が変更された際、設計金額の水増しが行われた。
- ・平成20年3月に盛岡駅青山線街路築造その2工事は完成し、工事完成検査が行われ、同年4月に水増し分を含んだ請負代金額が市から支払われた。

(4) 北山の側溝工事について関係職員の供述調書等から確認された事項

[事件の動機、背景]

- ・元職員は、平成19年当時、住宅ローン等で家計が苦しく、生活費としてお金が欲しかったことから、協賛産業に利益を上げさせ、そのお礼としてビール券をもらい、換金して生活費に充てたかった。
- ・北山の側溝工事の不具合のため、道路管理課に引継ぎができないままの状態となっており、改善について要望も寄せられていた。

[水増しの理由]

- ・以前から付き合いのある協賀産業に恵工業から架空の工事を発注させ、利益を上げさせたことに対するお礼としてビール券をもらうため
 - ・街路係の懸案事項となっていた北山の側溝工事を恵工業を通して施工させるため
- イ 確認された事項
- ・北山の側溝工事が正規な手続きに依らずに19年度に施工され、その工事費を盛岡駅青山線街路築造その2工事の設計金額の水増し分に含めることについては、当時の道路建設課として組織として決定し指示したものではないが、元職員の提案を受け、結果として「黙認」という形で不適切な工事発注に係る事務執行を許してしまったと思料される。
 - ・なお、水増し分にビール券により私的に利益を得るための架空の工事費が含まれていることについては、元職員は道路建設課の職員に話をしておらず、道路建設課の職員も架空工事については承知しておらず、現に承知していれば決裁しなかったと供述している。

(4) 公判の状況を受けた内部調査その2（実施：平成24年6月下旬～7月上旬）

ア 業者からの飲食などの接待の有無

6月29日の公判において、当時の建設部において業者からの接待が行なわれていたとする供述があったことから、平成13年度から平成19年度まで道路建設課に在籍した職員（O B職員を含む）に対し、業者からの飲食などの接待の有無について、聴き取りを行った。

イ 調査結果

元職員が道路建設課に在籍していた平成13年度から19年度における同課在籍職員に対し個別に聴き取りを実施したが、業者からの飲食などの接待の事実は確認されなかった。

(5) 公判の状況を受けた内部調査その3（実施：平成24年6月下旬～7月上旬）

ア 平成17年度施工の北山の歩道設置工事（梨木町上米内線関連歩道設置工事）について

6月29日の公判において、逮捕事案の北山の歩道設置工事の元工事とされる平成17年度に施工された歩道設置工事（梨木町上米内線関連歩道設置工事）の工事発注が、そもそも水増しにより実施されたものである旨の供述があったことから、押収書類の仮還付を受け、工事関係書類による確認を行うとともに、当該工事に関する実施状況について、関係職員に対する聴き取りを行った。

イ 調査結果

(ア) 梨木町上米内線関連歩道設置工事の概要

都市計画道路梨木町上米内線の整備に関連する歩行者の安全対策の一環として、地域等から要望のあった、北山の県立盲学校（現 県立視覚支援学校）校舎敷地北側に、盲学校用地に関する県との協議を経て、平成17年度に歩道及びL型側溝の設置工事を施工したもの。

(4) 当該工事発注における水増しの有無

当該工事に係る押収書類の仮還付を受け、工事関係書類による確認のほか、関係職員から聴き取りを行った結果、公判で供述のあった水増しの事実はなかった。

当初設計は、約55mの歩道舗装等であったが、盲学校前の工事でもあり、歩行者の安全確保を図るため、点字ブロックの設置箇所の変更や歩車道ブロックの仕様変更などにより施工区間を延長するとともに、不足分については、施工業者から地域に対する貢献としての施工の申出があったことから、全区間約 110mの施工となったものである。

なお、随意契約となった当該工事について、当初設計からの施工区間の延長について、変更契約の事務手続きが行なわれていないことや、業者からの施工区間延長の申出に関し、協議書などの書類が整備されていないことなど、工事施工に関する事務手続きに不適切な点があったことが確認されたことから、改めてチェック体制等の徹底を図った。

(6) 逮捕事案に関する再積算結果

盛岡駅青山線街路築造その2工事の水増しに含まれたとされるその他の工事に関し、現地確認、工事関係書類による調査及び設計額の再積算を行った。

結果、本体工事（盛岡駅青山線街路築造その2工事）の関連工事として、前九年一丁目周辺において、U字側溝やネットフェンス、転落防止柵、舗装工など、本体工事の設計書には計上されていないが実際には施工されていた工事や、設計書に計上されているが、土工数量や交通誘導員などで数量、単価が再積算結果と著しく異なる項目及び本体工事とは関連のない工事の実施が確認された。

再積算については、（財）岩手県土木技術振興協会に市の試算結果の精査を依頼し、修正を行ったものである。

いずれの工事も実際に施工され、本体工事を整備するために必要な工事だったと思われるが、不適切な工事発注、事務執行が行なわれていたことが確認された。

ア 公判で明らかにされている工事の水増しに含まれたとされる工事

・北山側溝補修工事	工事費（再積算）	532万4,550円
・前九年一丁目地内関連工事	工事費（再積算）	270万9,000円

イ 内部調査により明らかになった工事

(7) 本体工事の設計書に計上されているが、土工数量や交通誘導員の人数など、数量、単価が再積算結果と著しく異なるもの

工事費（再積算） 341万 400円

(イ) 本体工事と関連はないが、本体工事の水増し額に含まれていたその他の工事

・旧市立病院跡地残土処理工事	工事費（再積算）	75万2,850円
・大館町水路かさ上げ工事	工事費（再積算）	26万8,800円

(7) 収賄事件について

収賄事件について、公判で明らかにされた内容や関係職員からの聴き取りなどから、確認された事項は次のとおりである。

・確認された事項

逮捕事案である街路用地整備工事については、平成19年12月に担当課である道路建設課において協積産業（株）を含む3者の見積合わせを行い、平成19年12月に協積産業（株）と随意契約を締結し、工事発注したものである。

当該工事については、正担当（監督員）は、道路建設課主事補（当時）、元職員は副担当であったが、実質的に元職員が正担当として工事の実施及び計画の業務を行っており、見積合わせの実施に際し、事前に（協積産業（株）元社員）に設計金額を教えたほか、見積徴取業者の選定についても便宜を図るなど、結果、協積産業が受注したものである。

見積合わせについては、道路建設課業務係が担当しており、当時の業務係の担当者は、見積合わせの実施について明確な記憶がないとしているが、7月31日に行われた公判での判決において「3者による見積合わせの手続きを省略」とされており、内部調査による関係職員への聞き取りからも、見積合わせの手続きに関し、不適切な事務執行があったと判断せざるを得ないものである。

3 その他、確認を要するとされた事案の内部調査及び状況

(1) 逮捕事案に係る類似事案調査（実施：平成24年5月下旬～6月上旬）

ア 公判の中で指摘された「市のずさんな工事監理体制や隠ぺい体質」の実態を把握するため、職員に対する全庁的な調査を行った。

・調査対象職員 一般事務職及び一般技術職に該当する全職員（資格職及び技能労務職は除く。）

・調査項目 「正規の契約に依らない建設工事」、「工事発注に係る設計金額等の情報漏えい」及び「請負業者等の利害関係者からのビール券などの金品の受け取り」の事実の有無について、自らが行ったことがあるかどうか、また、他の職員が行ったことを聞いたことがあるかどうかについて、その内容を含めた調査票による調査

・調査対象期間 平成13年度から平成23年度における事案を対象

イ 調査結果

一般事務職及び技術職の全職員 1,348人（病休、育休及び長期派遣職員を除く）に対し調査を実施し、100%の回答を得た。

各調査項目について、複数の記載があったことから、聞き取りを行った結果、数件の工事について、引き続き、調査が必要であると判断した。

①正規の契約に依らない建設工事について

前九年地内の水路改修工事ほか数件

②工事発注に係る設計金額等の情報漏えいについて

情報漏えいの疑いのある工事が 1件

③請負業者等の利害関係者からのビール券など金品の受取について

該当なし

(2) その他の正規な工事発注に依らない工事の実態調査

その他の正規な工事発注に依らない工事の実態について、内部調査における大宮元職員を含む関係職員に対する個別の聴き取り及び供述調書等の確認の結果、工事関係書類や現地確認などを行った。水増し分に含まれている北山の側溝工事以外の工事で、引き続き調査を要すると判断された事案は次のとおり。

ア 盛岡駅青山線街路築造その2工事の水増しに含まれたとされるその他の工事等
前九年一丁目水路及び民地工事ほか数件の工事等が大宮元職員から述べられており、現地確認を含め、引き続き調査を行うこととする。

イ 正規な手続きに依らずに施工された工事等

上記の他、内部調査等により、正規な手続きに依らずに施工された可能性がある工事等が数件挙げられており、現地の特定などを含めた確認を行っている。

(3) 内部調査において確認を要するとされた工事のうち、正規な手続きに依らずに施工された工事等

正規な手続きに依らずに施工された可能性がある工事等が数件挙げられており、現地の特定などを含めた確認を行った。

調査結果、平成18年度に施工された次の3件の工事について、工事費の水増しや正規な手続きに依らずに施工されていたことが確認された。

ア 市場跡地道路整備その4工事（平成18年度施工）

旧中央卸売市場跡地（津志田西二丁目外地内）の周囲の道路整備工事（その1～その4）のうち、その4工事における土工の残土処理量について、変更契約を含めた設計書における残土処理量と、工事関係資料から積算した残土処理量との間に差があることが確認された。

- ・水増し内容 土工における残土処理量 1,560m³
- ・水増し額 約 560万円

イ 三本柳駐車場舗装整備工事（平成18年度施工）

都市計画道路津志田久保屋敷線の事業用地として過年度に先行取得した三本柳地内の土地（行政財産）であり、駐車場として使用料を徴取し住民に賃貸借しているものであるが、平成18年度に施工された舗装整備工事（契約額 126万円）について、表層部のアスファルト舗装工事は正規に契約、工事発注されているが、路盤工等下層部の工事が正規な手続きに依らずに施工されたことが確認された。

- ・路盤工等下層部の施工工事費（再積算） 約 220万円

ウ 県公会堂脇歩道整備工事（平成18年度施工）

県公会堂脇（西側）の市道内丸本町通一丁目線に隣接した歩道について、狭隘であることなどを理由に歩道整備の要望があり、平成18年度に歩道拡幅などの整備工事を施工したものであるが、当該工事について、正規な手続きに依らずに施工されたことが確認された。

- ・歩道整備工事費（舗装、移植、電気設備等） 約 340万円

(4) 内部調査から確認された背景及び状況

- ・平成16年度に市民から三本柳地内の市有土地（道路用地）の維持管理についての苦情があり、また、平成17年度及び18年度には、県公会堂脇の歩道整備について要望があり、いずれも道路建設課で対応していた。
- ・道路建設課では、土地の適正管理や有効活用、歩道整備による通行人の利便性確保等の観点から、いずれについても市として整備が必要と判断されたが、整備に必要な工事費が予算計上されていなかったという事情があった。
- ・結果、旧市場跡地道路整備その4工事の工事費の水増しにより、三本柳駐車場舗装整備工事及び県公会堂脇歩道整備工事の2つの工事が正規な手続きに依らずに18年度に施工された。
- ・当時の道路建設課では、工事費が予算計上されていない中で、組織として正規な手続きに依らない工事発注を決定したものと判断せざるを得ない。
- ・なお、関係者からの聴き取りや工事関係書類による調査から、工事費の水増しによる私的流用の事実は確認されなかった。

(5) 内部調査により確認を要するとされた工事のうち、正規な手続きに依るものと判断された工事

- ア 平成18年度に施工された市道の視距改良工事について、現地確認及び工事関係書類による調査の結果、正規な手続きにより施工されたことが確認された。
- イ 平成18年度から19年度に施工され、情報漏えいがあったのではないかとされた都市計画道路の照明灯等設置工事1件について、工事関係書類の調査や当該工事の担当者（当時）及び情報漏えいをしたのではないかと指摘された職員に対し聴き取りを行ったが、設計金額等の情報漏えいの事実は確認されなかった。

III 再発防止に向けた取組

1 工事等に係る事務改善計画の策定及び実施

- (1) 「工事等に係る事務改善計画」及び「工事等に係る事務改善計画の運用について」を策定し、適正な事務執行体制について全庁に周知徹底を図った。

主な取組内容

- ア 設計内容検討会によるチェック体制の確立
- イ 工事担当複数制の徹底
- ウ 工事等に係る見積徴取事務における当該工事担当係以外の係による徴取の実施
- エ 入札・契約事務における取組
 - ・電子入札の全面導入
 - ・工事内訳書の提出による積算内訳の審査
 - ・入札に係る事情聴取
 - ・工事に係る契約情報の公開

変更契約結果の市ホームページへの掲載

担当課発注の随意契約結果のホームページへの掲載

(2) 公判の状況を受けた改善策

公判の状況を受け、全庁に対し、随意契約に係る適正な事務執行に向け、次の事項の徹底を図った。

- ・見積徴収事務においては、当該工事の担当係以外の係が担当すること。
 - ・執行者は複数とし、実施伺いにおいて執行者名を明記すること。
- (平成24年5月2日付け「随意契約における複数での事務執行の徹底について」周知)
- ・公益通報制度について、引き続き契約業者に対する周知を行うほか、改めて庁内に周知徹底を図った。

(3) 工事等に係る事務改善計画の見直し

公判において、正規の工事発注に依らない北山の側溝工事の担当課における組織的関与が示されたことから、「工事等に係る事務改善計画」を改訂した。

主な内容は次のとおり。

ア 本年度からの取組事項

(ア) 工事検査室による中間検査の実施

事務改善計画に位置付けている担当課による中間調査とは別に、工事検査室において、不正防止の視点から任意抽出による中間検査を実施している。

(イ) 入札等監視委員会の審議対象の拡大

再発防止の観点から変更契約を審議対象に加え審議を行っている。

(ウ) 契約事務における透明性の確保

契約事務のより一層の透明性を図るため、変更契約に関する情報のホームページでの公表のほか、課内契約の工事（130万円未満の随意契約）に関しても、ホームページで公表を行っている。

イ 実施予定としている事項

(ア) 組織体制の整備

「平成25年度組織機構見直し」にあわせ、工事検査に係るチェック体制の強化を図るための体制整備として、契約検査課工事検査室を「契約検査課工事指導検査室」とし、新たに工事検査担当及び設計積算監理担当の2グループ制とする。

(平成25年4月1日実施予定)

(イ) 設計図書の検査等

新たに設置される工事指導検査室において、再発防止に向け、次のチェック機能の強化を図るものとする。

- ・設計図書の審査
- ・工事の中間検査
- ・担当課契約（130万円未満工事）の工事の抽出検査
- ・その他、設計積算方法等を統一など、共通の運用を図ることによる業務の透明性の確保、事務の効率化を図る。

(4) 外部機関による制度運営のチェック

年間数百件を超える積算委託や検査を外部で対応することは、受け入れ先として困難であること、また、時間的・費用面からの課題があることから、市の工事検査体制の整備、チェック機能の強化を受け、再発防止に向けた市の体制に対する外部機関のチェックを行うこととする。

外部機関として想定される（財）岩手県土木技術振興協会と協議を進めていく。

2 職員の倫理規程等の制定

職務執行に係る収賄事件であることを厳粛に受け止め、利害関係者からの金銭・物品等の贈与禁止、酒食等のもてなしの禁止や無償での役務の提供を受けることの禁止など、倫理保持のための具体的なルールを定めた「盛岡市職員倫理規程」及び「職員服務ハンドブック」を制定し、法令遵守及び公務員倫理の保持徹底を図った。

3 職員の意識改革

平成24年度から、「盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例」及び「盛岡市職員倫理規程」に基づき、新採用職員や中堅職員、係長級職員を対象とした全ての階層別研修において、コンプライアンス研修を実施するともに、部課長会議や管理者を対象とした特別研修において「工事等に係る事務改善計画」及び「職員倫理規程」の周知を図っている。

併せて、職場ごとに、職場の全職員を対象とした服務に関する職場ミーティングを月1回以上実施し、所属長を中心に、職場における公務員倫理の徹底に取り組んでいる。

IV 市の損害額の算定等

1 市の損害額の算定について

(1) 判決における市の損害額

判決において、事件における水増し額は、約1,594万円であり、そのうち「盛岡市が被った実質的な損害額は、水増しされた工事代金から実際に公共工事に流用された分を除いても、800万円近く」になるものと判決で示されている。

(2) 工事費の再積算結果

盛岡駅青山線街路築造その2工事の工事費について、工事関係書類による工事費の再積算や現地確認の結果、「変更契約を含む最終的な工事費の支払額である8,533万2,450円」と、「正規な手続きに依らずに施工されるなど、不適切な工事施工、事務執行ではあったものの、実際に施工され、かつ必要な工事であったと判断される工事費8,185万650円」との差額348万1,800円を市の損害額とする。

なお、再積算については、（財）岩手県土木技術振興協会に市の試算結果の精査を依頼し、修正を行った。

・市から支払われた工事費	8,533万2,450円	・・・①
(当初契約額)	6,647万8,650円	
(変更契約額)	1,885万3,800円	
・再積算による適正な工事費	8,185万650円	・・・②
・実質的損害額(差額)	①-②	348万1,800円
(損害額の内訳)		・・・③
・協積産業へ渡った架空工事費	146万9,580円	
・差額	201万2,220円	

2 損害額に対する対応について

(1) 不当利得の返還請求

盛岡駅青山線街路築造その2工事における市の損害額と算定した348万1,800円については不当利得とし、その返還を求めるものとする。

(2) 請求先及び返還請求額

不当利得と判断した348万1,800円のうち、元職員から、利得したビール券相当である50万円が既に市に納付されていることから、返還請求額は、298万1,800円とし、次のとおり元職員を除く2社に対し返還請求を行うものとする。

(返還請求先及び返還請求額)

(株) 恵工業	201万2,220円	
協積産業(株)	96万9,580円	
		合計 298万1,800円

V 関係者の処分及び措置

1 逮捕事案に係る職員の処分

(1) 元職員について(処分済)

平成24年2月17日付で起訴されたことによる休職処分を行った。
また、起訴事実に関し、平成24年4月25日に行われた詐欺等事件の公判において詐欺及び収賄について認めたことから、平成24年4月27日付けで懲戒免職処分とした。

(2) 市長及び常勤特別職の責任の取り方(処分済)

ア 概要

現在、市の財政状況を勘案し、特別職の給料月額の減額を実施しているところであるが、今回の職員の逮捕事案についての責任を明確にするため、市政執行の最高責任者としての市長のほか、逮捕事案の発生当時(平成19年度)の建設部長であつた上下水道事業管理者について、次のとおり給料月額を更に減額している。

イ 減額内容

区分	基本給料月額	現行の給料月額 (～H25. 3. 31)	減額内容 (H24. 10. 1～H24. 12. 31)
市長	1,138,000円	1,080,000円 (△5.1%)	現行の給料月額の 2/10を 3月減額する。
上下水道事業 管理者	721,000円	684,000円 (△5.1%)	現行の給料月額の 1/10を 3月減額する。

ウ 条例改正

市議会 9月定例会において、「盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例」の一部改正を行った。

(3) 逮捕事案関係職員の処分について（処分済）

ア 概要

今回の逮捕事案に関し、市の組織的関与があったことを重く受けとめるとともに、今後、二度と市民の信頼を失う不適切な事務執行を行わないための戒めとするため、関係職員に対し、厳正な処分を行った。

イ 処分内容

(ア) 懲戒処分

逮捕事案の発生当時（平成19年度）に管理監督すべき立場にあった職員を対象とし、次の処分を行った。

処分の内容	職位	年齢	事案の発生年月日	備考
停職 1月	課長級	56歳	平成19年度	管理監督責任 (詐欺・収賄事件)
停職 1月	課長補佐級	56歳	平成19年度	管理監督責任 (詐欺・収賄事件)
戒告	係長級	49歳	平成19年度	管理監督責任 (詐欺事件)

(イ) 懲戒処分以外の処分

詐欺及び収賄事件に係る工事発注に関する不適切な事務執行について職員1人、詐欺事件に係る工事発注に関する不適切な事務執行について職員1人、収賄事件に係る工事発注に関する不適切な事務執行について職員3人の計5人を訓告処分とした。

ウ 処分年月日

平成24年8月10日付け

2 その他の正規な手続きに依らない工事に係る関係職員の処分

内部調査等により、新たに正規な手続きに依らずに施工された工事等があったことが明らかになったことから、次のとおり関係職員の処分を行った。

(1) 市長及び常勤特別職の責任の取り方

ア 概要

平成18年度に施工された市場跡地道路整備その4工事の工事費の水増しにより、正規な手続きに依らず、同年に三本柳駐車場舗装整備工事及び県公会堂脇歩道整備工事が行われたことが明らかになった。

本事案に関する責任を明確にするため、市政執行の最高責任者としての市長のほか、当時（平成18年度）の建設部長であった上下水道事業管理者について、次のように給料月額を減額する。

イ 減額内容

平成25年1月の給料月額について、市長については10分の2を、上下水道事業管理者については、給料月額の10分の1をそれぞれ減額する。

ウ 条例改正

「盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例」の一部を改正することとし、市議会12月定例会に提案を行う予定。

(2) 関係職員の処分

18年度に施工された上記工事について、不適切な工事発注及び事務執行が行なわれたことより、次の処分を行った。

(7) 懲戒処分

事案の発生当時（平成18年度）に管理監督すべき立場にあった職員を対象とし、処分を行った。

処分の内容	職 位	年齢	事案の発生 年月日	備 考
減給1月 (10分の1)	部長級	59歳	平成18年度	管理監督責任
戒告	課長級	54歳	平成18年度	同 上

(イ) 懲戒処分以外の処分

平成18年度に施工された工事に関する不適切な工事発注及び事務執行について、職員1人を訓告処分とした。

ウ 処分年月日

平成24年11月9日付け

3 指名停止措置

盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準に基づき、次の措置とした。

- ・(株)恵工業 (指名停止期間 H24.4.1~H24.11.30 (8月))
- ・協積産業(株) (指名停止期間 H24.4.1~H24.12.31 (9月))

VI 今後の対応

1 正規な手続きに依らずに施工された工事等に関する調査

現在行っている平成13年度以降の工事発注文書による状況調査については、対象となる工事約6,200件について調査を行っており、年内を目途に中間報告、年度内に調査結果を取りまとめることとする。

2 職員の処分について

現在行っている工事発注文書による状況調査の結果を見極めながら、新たな事案が明らかになった場合は、厳正な処分を行うものとする。

3 逮捕事案についての最終報告

これまでの調査報告及び再発防止の取りまとめに併せ、上記1及び2の調査結果等について、市としての最終報告として市議会に報告の上、公表を行っていくものとする。